3　紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の協議又は交渉により、当該紛争投資家が紛争締約国に対して書面による協議又は交渉の要請を行った日から六箇月以内に投資紛争が解決されない場合において、当該紛争投資家が解決のために紛争締約国の法律の下にある司法裁判所若しくは行政裁判所又は他の拘束力を有する紛争解決のための制度に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該紛争投資家は、7の規定に従い、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）による仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(c)　国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

4　紛争投資家は、紛争締約国に対し、投資紛争をこの条の規定による仲裁に付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下この条において「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　違反があったとされるこの協定の条項

(c)　請求の根拠とされる法的根拠及び事実に係る根拠

(d)　当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

5　各締約国は、紛争投資家が投資紛争を3に規定する仲裁であって当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6　5の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たさなければならない。

(a)　紛争当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(b)　書面による合意に関する千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

7　この条の規定による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a)　紛争投資家が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(b)　紛争投資家が紛争締約国に対し、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において当該投資紛争に関する手続を開始する権利を放棄する旨の書面を提出すること。

注釈　紛争投資家がこの(b)の規定に基づく書面による放棄により投資紛争を仲裁に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものである。

8　7の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

9　紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の行政裁判所又は司法裁判所に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものとする。当該紛争投資家は、その後はこの条に規定する仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。

10　5の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

11　3の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13の規定の要件に従い、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ＩＣＳＩＤ」という。）の事務局長に対し、ＩＣＳＩＤの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

12　紛争当事者は、仲裁人の任命に当たり、仲裁裁判所の仲裁人が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。

(a)　投資についての専門知識及び法律又は国際貿易についての経験を有すること。

(b)　客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。

(c)　いずれの締約国政府の指示も受けていないこと。

13　第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによっても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

14　(a)　3の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従い、係争中の事案について決定する。

(b)　紛争投資家が第六条の規定に基づく請求を付託する場合には、当該仲裁裁判所は、当該請求につき、この条の規定及び次のものに従って決定する。

(i)　関連する書面による合意に規定する法規その他両紛争当事者が合意する法規

(ii)　(i)に規定する法規がない場合には、次の(A)及び(B)に規定するもの

(A)　該当する国際法の規則

(B)　紛争締約国の法（法の抵触に関する規則を含む。）

15　(a)　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

16　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17　(a)　仲裁裁判所は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b)　違反があった場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i)　損害賠償及び適当な利子

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、この協定及び適用される仲裁規則に従い、費用及び代理人の報酬についても裁定を下すことができる。

注釈　仲裁裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。

18　紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、3の規定により設置される仲裁裁判所が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に利用可能なものにすることができる。

(a)　業務上の秘密の情報

(b)　いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c)　関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報